平成２２年（フ）第４２号
岩手県九戸郡野田村大字野田第17地割９番地２
債務者　小野寺浩貴
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
盛岡地方裁判所二戸支部
平成２２年（フ）第１４６号
群馬県太田市下浜田町1087番地28
債務者　正田　　正
1　決定年月日時　平成22年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
前橋地方裁判所太田支部
平成２２年（フ）第１４７号
群馬県太田市下浜田町1087番地28
債務者　正田　一仁
1　決定年月日時　平成22年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
前橋地方裁判所太田支部
平成２２年（フ）第６１号
岐阜県大垣市藤江町１丁目３番地１　県営住宅Ｆ145
債務者　立川　一茂
1　決定年月日時　平成22年６月８日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係
平成２２年（フ）第６５号
岐阜県揖斐郡池田町八幡2496番地の１
債務者　國枝　武夫
1　決定年月日時　平成22年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係
平成２２年（フ）第６６号
岐阜県揖斐郡池田町八幡2496番地の１
債務者　國枝ます子
1　決定年月日時　平成22年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係
平成２２年（フ）第１３号
和歌山県西牟婁郡白浜町堅田2399番地の73
債務者　楠本　律子（旧姓二杉）
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
和歌山地方裁判所田辺支部
平成２２年（フ）第４７７号
埼玉県北本市深井１丁目１番地３
債務者　若井　信人
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２２年（フ）第１１２７号
大阪市東淀川区小松４丁目17番１―109号、申立時の住所大阪市東淀川区菅原１丁目16番17―206号
債務者　木津　広治
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２２年（フ）第３２８８号
大阪府枚方市藤阪西町２番４―503号
債務者　山田　清貴
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２２年（フ）第３３１０号
大阪市浪速区敷津東３丁目10―22フランセリナ25号502、住民票上の住所大阪府貝塚市澤1112番地６　サンドリーム302号
債務者　神野　幸子
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２２年（フ）第３５３７号
大阪府東大阪市箱殿町10番10号　マンションアイランド２Ｆ202号
債務者　山﨑　年永
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２２年（フ）第３８３５号
大阪市鶴見区緑１丁目７番８号　スタークミドリ301号室
債務者　澁谷　龍二
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２２年（フ）第３８９６号
大阪市大正区千島１丁目10番10号　エスポワール303号
債務者　髙司　弘司
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２２年（フ）第３９５８号
大阪府交野市郡津４丁目28番６―301号
債務者　岡田　章子（旧姓金納）
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２２年（フ）第４０５３号
大阪府門真市大字三ツ島1060番地　９棟102号
債務者　岸本　　学
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２２年（フ）第４１１９号
大阪府高槻市西面中２丁目10番15号
債務者　青山　惠子
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部